

介護保険法等に規定する指定居宅サービス事業者等に対する行政処分について

平成25年2月28日
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

株式会社イデアルが開設している指定居宅サービス事業者等に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づく行政処分を行う。

2 対象事業者等

(1) 開設法人

法人名 株式会社イデアル
代表者名 代表取締役 井出 昌志
所在地 旭川市神楽岡12条5丁目2番5号

(2) 事業所

事業所名	サービスの種類	指定年月日	所在地
指定訪問介護（指定介護予防訪問介護）事業所イデアル	訪問介護	介護保険法 平成23年4月1日	旭川市神楽岡 12条5丁目 2番5号
	介護予防訪問介護		
障害福祉サービス事業所イデアル	居宅介護	障害者自立支援法 平成23年6月10日	
	重度訪問介護		

3 処分内容

- 指定居宅サービス事業者の以下の指定を取り消す。
- 指定障害福祉サービス事業者の以下の指定を取り消す。

サービスの種類	根拠法令
訪問介護	介護保険法第77条第1項第6号
居宅介護	障害者自立支援法第50条第1項第5号
指定取消年月日	平成25年3月31日

4 処分の原因となる事実

- 従業者でない者と知りながらサービスを提供させ、介護給付費等を不正に請求した。
- 同一従業者が同一時間に複数の利用者に対してサービス提供を行ったとして、介護給付費等を不正に請求した。
- 勤務していない従業者がサービス提供を行ったとして、介護給付費等を不正に請求した。
- サービスの提供の記録がない等サービス提供の内容が確認できないにもかかわらず、虚偽のサービス提供記録簿を作成するなどして、介護給付費等を不正に請求した。
- 従業者でない者であり、かつ、無資格である者と知りながらサービスを提供させ、介護給付費を不正に請求した。（障害者自立支援法のみ）